農林水産大臣　野上　浩太郎　様

土砂災害の危険、生活水の汚濁が危惧される三大明神風力発電事業計画に基づく国有保安林の解除を認めないことを求める要望書

遠野町の環境を考える友の会　会長 佐藤吉行

いわき市遠野町入遠野字天王73－1　電話070ｰ2025-4106

本年１月４日、三大明神風力発電事業の環境影響評価書が公示されました。

本事業計画は事業予定地が土石流危険渓流や、関東森林管理局による山地災害危険地区に指定された尾根部に計画されており、様々な環境への影響が考えられます。遠野町の環境を考える友の会では、土砂災害の危険や生活水の汚濁の心配が避けられない問題として、地域住民の8割を超える「事業計画に反対する署名」をもって、経産省、環境省、林野庁、福島県、いわき市に事業の中止をお願いしてきたところです。

特に三大明神風力発電の事業実施区域が、関東森林管理局が指摘する山地災害危険地区位置図で崩壊土砂流出危険地区（危険地区位置図　流204-04、流204-05、流204-06）に作られようとしている事は重大です。
　同森林管理局が崩壊土砂流出危険地区に指定したいわき市田人町の旅人地内（危険地区位置図　流204-15）では、2019年に台風19号の豪雨により大規模な土石流が発生し、国道289号線はいまだに復旧工事中となっています。はからずも森林管理局の山地災害危険予測精度の高さが証明されたといえるでしょう。

第26回関東森林局国有林野管理審議会（令和元年10月10日）では、同事業に対する国有林野の貸付に関する審議が行われていますが、この議事録を見ると、自らが指摘した土砂災害危険地区に関してなんの安全性評価もせずに、「環境影響評価法に基づくアセスメントを実施しており、必要な保全措置を講ずる」としただけで、まともな審議がなされていません。

さらに審議会では住民合意に関しても、「地元いわき市の一部の住民の方から、森林管理局、森林管理署に対して、昨年５月、今年７月、加えて昨日になりますが、計画予定地の保安林の解除を行わないことを求める要望書が出されている」「地元の自治会が９つあり、そこの区長の同意を得ており」とだけ報告され、住民８割以上にのぼる保安林解除反対の旨含む署名が県に提出されたことにはいっさい触れず、一部の住民のみが反対しているかのような誤った印象を与える報告がなされています。そして、住民にほとんど知らされないまま区長が事業者と取り交わした同意書だけを地元合意の根拠としています。議事録を見る限り、正しい審議がされたとは到底考えられないため、当会では森林管理局に再審議をも求めてきましたが、再審議は行われていません。

評価書の事業計画でみると、土地の改変面積が21.3haと大きく（事業実施区域面積289ha）、特に切土法面2.3haに対して、盛り土法面は5.2haにもなっており、高さも20mを超える計画となっています。これは本事業地域が、住民に説明されてきた「平らな所」どころか、起伏がある尾根部に強引に作業用道路を建設する不安定な工事計画である事を示しています。これまで危険渓流からの土砂災害を心配していたのですが、大量の盛り土そのものが土砂災害の新たな原因になりかねません。

現在事業者は森林管理署を通じて保安林解除の手続きを進めており、いわき市は保安林解除の申請に対して、「同意」意向を示しましたが、「国県に対して、安全性について工事内容等を審査することを確認しており、市は間接的に安全を確認した」と、実際には県も国も審査していないにも関わらず、いわき市自らも何もしなかったという事が明らかになりました。

さらに評価書における水の汚濁の予測に関しては、降雨量3mm/hと30mm/hの時の沈砂池出口の計算上の予測値を載せ、調査地点の汚濁の調査と変わらないとしていますが、危険渓流の最上部での大量の土地改変となる本事業内容では、工事中のみならず、施設の稼働時の予測も欠かせません。住民にとって沢の水は命の水であり、机上の計算で、しかも工事中のみの予測では、住民生活の不安はまったく解消されません。

以下の要望実現を強く求めます。

1. 山地災害危険地区において「（仮称）三大明神風力発電事業」ほどの大規模な工事が計画されているものに対しては、土石流の危険が大きくならないか専門家の知見を求め科学的に評価すること
2. 土砂災害の危険、生活水の汚濁が危惧される三大明神風力発電事業計画区域の保安林解除を認めないこと